

令和7年4月18日

## 競争入札参加資格停止処分について

標記の件について、下記業者の参加資格を停止処分としました。

### 記

#### 1. 参加資格停止処分決定の理由等

パナソニックEWエンジニアリング（株）は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長は、同社に対し監督処分（指示処分、営業停止命令・令和7年2月15日から令和7年3月8日までの22日間）を行った。

#### 2. 入札参加資格停止措置

資格停止業者：パナソニックEWエンジニアリング（株）

中部支店

支店長 久保 昌範

愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-55

資格停止期間：瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成15年瑞穂市訓令第15号）別表第2第5号の規定に基づき、令和7年4月18日～令和7年9月17日まで（5月）の参加資格停止と決定した。

参考

瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱

別表第2

措置要件	資格停止期間
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、市工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上9月以内</p>